

厚生労働省が開発した「食品衛生申請等システム」の運用開始に伴い、今まで営業所を所管する保健センターの窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出(※)は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。

※手数料納付を伴う手続きについては、引き続き窓口での納付が必要です。

ステップ1 食品等事業者アカウントを取得します。

以下のサイトにて、食品等事業者アカウントを取得します。

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



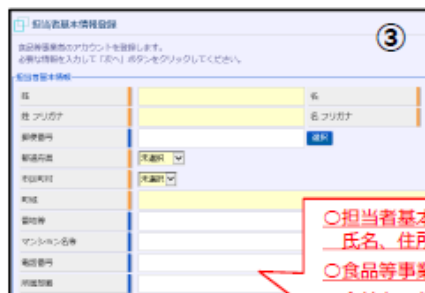
【アカウント取得方法】

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ①上記のURL又は二次元コードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ②GビズID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。
(スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。)

※2 GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



○担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
○食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

スマートフォンでPC画面切り替え方法(例示)

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省HPにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらへお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html



ステップ2

「食品衛生申請等システム施設登録願」に必要事項を記載し、保健センターに提出します。

ステップ3

保健センターから作業完了の連絡が入ります。
連絡後は、食品衛生申請等システムが利用できます。